

事 務 連 絡  
令和 5 年 8 月 1 日

各 区 長 様

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(依頼)

晩夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「隣保館だより」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付物 隣保館だより 8月号
- 2 送付部数 回覧部数分
- 3 連絡先 三木市志染町吉田823  
三木市立総合隣保館  
Tel 82-8388 担当：澤田・橘田

# 隣保館だより

## 8月号 No.505

【発行・編集】 令和5年8月1日発行

三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

つなごう手と手  
築こう心の架橋を

「隣保館だより」は、さまざまな人権課題に関するホットな情報や人権啓発の取組を、毎月市民の皆様にお届けしています。カラー版「隣保館だより」は、三木市のホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/32614.html>



## 平和な未来のために

### 戦争の実態、体験者の声をつなぐ

今から78年前、1945(昭和20)年6月22日と7月3日深夜から4日早朝にかけて、姫路市が二度の空襲に見舞われ、壊滅的な被害を受けたことを皆さんはご存じですか。

先月8日、三木市人権教育指導員と隣保館職員等20名は、視察研修で姫路市平和資料館を訪問しました。現在の美しく整備された姫路市の街並みから「戦争」はみじんも感じられませんが、資料館の中へ一歩足を踏み入ると、戦時下の人々の生活や空襲の被害状況など、多くの史料や画像・映像が展示されていました。

説明をしてくださった職員の方は、「体験者の語り部が少なくなる中、戦争を知らない私たちが次世代に戦争の事実を語り、つなぐことこそが平和を守る力になります。」と強調されました。

その後、私たちは、資料館を見下ろす山上にそびえ立つ「太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔」(写真)を訪れ、本土空爆により亡くなられ供養されている民間人51万人余の方々に祈りを捧げました。



### 思いをつたえる



「差別をなくする輪をひろげよう」市民運動の中で小・中・特別支援学校の児童生徒とPTA会員に、作文、標語、ポスターを募集したところ、今年は特に「戦争・平和」をテーマにした作品が数多く寄せられました。ロシアによるウクライナ侵攻に心を痛め、平和を願い、戦争は最大の人権侵害だという、多くの市民の声が聞こえます。

#### 《人権ポスター、標語の入賞作品展示》

8月10日～18日：市役所プラムナード  
8月20日：文化会館大ホールホワイエ  
「市民じんけんの集い」会場内

中学校の部 佳作  
別所中学校3年  
小西陽菜乃さんの作品  
「平和は笑顔から、戦争は最大の人権侵害」

### ともに参加する

#### 市民じんけんの集い

8月20日(日)13:15～

三木市文化会館大ホール

第2部 講演&トーク 14:30～

人から人へ

～戦争のない世界を～

☆広島市の被爆体験者、近藤絃子さんが、戦争を知らない三木市の大学生、高校生のインタビューに答えます。

多くの市民の皆さんにご参加いただき、一人一人の心の中に平和の砦を築きましょう。



# 人権の小窓 (255)



## インタビュー

三木市吉川町にお住まいで、長年保護司を務められた功績により、この春の叙勲で藍綬褒章を受章された永塩昌子さん（写真右）に、保護司の役割やエピソードなどをお伺いしました。

インタビュアーは、人権推進課地域づくり推進係長、山本真紀（写真左）です。



山本 この度は、藍綬褒章ご受章、まことにおめでとうございませう。私は永塩さんとは家も近所で、子どものころからよく存じ上げていますが、保護司のお仕事については何もわからないので、教えてください。

永塩 ありがとうございます。真紀さんもこの春からお仕事変わったのですね。なんでもお聞きくださいね。

山本 保護司とはどういったことをするのですか。

永塩 私は平成12年から23年間務めています。保護司の職務というのは、まず一つ目に、犯罪や非行により、保護観察を受けることになった人の生活を見守り、いろいろな相談に乗ったり指導したりします。そして二つ目は、犯罪を予防するための地域活動です。更生保護女性会という支援団体があって、犯罪予防のための子育て支援活動もしています。そうそう、真紀さんも小学校の先生だったから知っているんじゃないかと思いますが、三木市では不登校やいじめ、問題行動など、子どもを取り巻く問題について校区の民生児童委員や教員と協議する学校連絡会もあります。これも大切な職務です。

山本 そうですか。いろいろな活動があるのですね。では、一つ目の相談や指導ということについてお聞きし

ますが、保護観察の対象者が決まったら、はじめにどんなことをされるのですか。

永塩 まず、対象者の保護観察期間中、保護司が社会で健全な生活ができるようにお手伝いをさせていただきます。まずは経済力が必要なので、国が対象者を受け入れる雇用主に補助金を出す協力雇用主制度があって、その協力雇用主の企業や会社にかけて就職先を見つけてあげます。でも、すでに刑務所や施設の中のコレワーク（矯正就労支援情報センター）で自分の就労先を見つけて出所してくる人もいますけど。

山本 そうですか。仕事を斡旋するのですね。

永塩 はい。でも、出所しても帰るところがない人もいますね。

山本 えっ！どういうことですか？

永塩 保護者や親族の方が、その人を引き取ったら近所から特別な目で見られるとか、差別されるとか、いろいろな問題が起こるといった理由で引き取ることができないというお家もあります。

山本 そんな場合はどうするのですか？

永塩 仕事が見つかるまで「更生保護施設」というところで生活するという形になります。

山本 更生保護施設ですか。初めてお聞きしましたが、近くにあるのでしょうか？

永塩 三木市にはありませんが、神戸に1か所、姫路に2か所ほどあります。それと家を出したような形になって家に帰れない人を、近くの人に個人的に預かってもらったこともありました。

山本 そんな方もおられるのですね。どんなケースか少しお話しください。

永塩 個人的なことはお話しできないので、例えばの話としてお話ししますと、友達に「お茶しようか」というような感じで誘われて、「ちょっとタバコ吸おうか」といった感じで吸ったら、薬物ですね。そうしているうちに、警察に見つかって、最初のうちは子どもだから嚴重注意だったのが、2回、3回と回を重ねて、少年院送りという具合になって…。そういう子どもを、出所後に個人的に預かってもらうというようなケースですね。

山本 そういう若い人たちを支えておられるのですね。23年間で、いろいろな方を引き受けてこられたと思いますが、やはり、うまくいかないこととか、ご苦労とかあると思いますが。

永塩 はい。再出発を支えるのが大切だと国のほうで推進しているとはいえ、なかなか隅々の地方までは行き届かないのです。就職先の企業や会社にお問い合わせに行っても断られる場合がありますね。

山本 そうなんですか。厳しい現実ですね。三木市には協力雇用主の会社は多いのですか？

永塩 まだ2・3か所ですね。本当だったらもっとあればいいのですが…。私たちが活動して就職できるように企業にお願いして回らないといけないのですが、頼みに行っても、「もしものことがあったらいけないから」というふうに会社のほうで断られたりします。「そんなことはありませんから」と説明してもなかなかいい返事をもらえません。本人は更生したいという強い気持ちを持っているので、雇用していただきたらと思いますけどね。それで、就職先が見つからなかったら、結局お金に困って、またぞろ同じことの繰り返しで犯罪に手を染めてしまう、そんなことがよくあって。真紀さん、知っていますか。今、日本では刑法犯の検挙者のうち、なんと50%が再犯者なんですよ。

山本 50%ですか！驚きの数字ですね。ところで永塩さんは、なぜそんな大変な保護司という仕事をお引き受けになったのですか。



永塩 それはね、私の家は建設業をしているのを知っているでしょう。建設業では、臨時雇いの人員を募集するんです。昔、大阪の西成から人を集めていたんですが、その人たちの中には、前科のある人もたくさんいましたので、そんな人たちを夫が月2回保護司さんのところへ送って行ったり、また連れて帰ってきたりしていました。そんな時に、私の会社に来た若い子どもでしたが、ある保護司さんがその子を一生懸命お世話されていました。



その姿を見ていて、保護司という仕事はどんなことをするのか、私も見ていたので知っていたんですね。それで吉川町の役場の人も、永塩さんなら良くご存じだろうということで、ぜひ保護司をと勧められましたね。私で役に立つのでしたらということで引き受けたんです。

山本 最後に、保護司をやっていてよかったことはありますか。

永塩 そうですね。やはりなかなか就職先が決まらない方がいて、15年間ほどの間に、何回も刑務所を出たり入ったりして。それで私もなんとかして、協力雇用主さんに雇ってもらって、今、その人はまじめに働いているんです。彼とは定期的に電話やLINEなどで指導というか連絡を取っているんですけどね。

山本 そういう遵守事項があるんですね。

永塩 そうです。毎月2～3回面談します。各自に与えられた遵守事項の確認や、近況報告を受けたり、相談に乗ったりしています。それで、その彼とばったり吉川の山田錦まつりの時に会って、「永塩さん、元気にかんばっていますよ。」と言ってきて。まあ、見たら横に彼女さんを連れてね。その時はうれしかったですね。更生保護のお手伝いができて良かったな、と感じさせられました。ここまで来られたのは多くの皆様のご指導とご支援のおかげと感謝しております。今後ともよろしく願いいたします。

山本 ご苦労もある中、大切な活動をされていることがよくわかりました。これからも保護司の皆さんと共に、あたたかい声かけや心の通い合う地域づくりを進めていきたいと思いました。永塩さんますますお元気でご活躍ください。今日は本当にありがとうございました。



隣 保 館 カ シ ャ ン ダ ー

8 月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営・職業相談 (10:00~)	17	木	
2	水		18	金	経営・職業相談 (10:00~)
3	木		19	土	
4	金	経営・職業相談 (10:00~)	20	日	市民じんけんの集い 三木市文化会館 (13:15~16:15)
5	土		21	月	
6	日		22	火	経営・職業相談 (10:00~)
7	月		23	水	
8	火		24	木	手芸サークル (13:30~)
9	水		25	金	経営・職業相談 (10:00~)
10	木	手芸サークル (13:30~)	26	土	茶道教室 (13:00~)
11	金	山の日	27	日	
12	土	茶道教室 (9:00~ 13:00~)	28	月	エアロビクス (14:30~15:30)
13	日		29	火	経営・職業相談 (10:00~)
14	月		30	水	
15	火	経営・職業相談 (10:00~)	31	木	人権教育指導員研修会 (13:30~ 17:00~)
16	水				

令和5年度三木市立総合隣保館  
視察研修のご案内



- ① 岡山県 長島愛生園  
ハンセン病回復者療養施設
- ② 海遊文化館(牛窓)  
朝鮮通信使関連資料展示

☆日時 令和5年10月7日(土)  
8:00三木市役所北側玄関前集合  
17:00 帰着予定

☆申込締切 令和5年9月25日(月)  
電話またはFAXでお申し込みください。  
電話 0794-82-8388  
FAX 0794-82-8658

☆定員 20名 (定員を超えた場合は抽選)

☆参加費 2,200円

【全国一斉 子どもの人権110番 強化週間】

「子どもの人権110番」

いじめ、体罰、児童虐待など、子どもをめぐる人権問題について、電話相談をお受けしています。

8月23日(水)~8月29日(火)

午前8時30分から午後7時。  
(土・日曜日は、午前10時から午後5時まで)

《電話番号》フリーダイヤル(全国共通・無料)

0120-007-110

※相談は無料、秘密は厳守します。

《担当者》人権擁護委員、法務局職員

《問い合わせ先》

神戸地方法務局明石支局総務課

☎ 078-912-5511(代表)